

研究ノート

アメリカ刑事判例研究 (39)

小早川義則

Strickler v. Greene, 119 S.Ct. 1936 (June 17, 1999)

——ブレイディ判決違反があったとしても救済を求める申立人は重要証拠が開示されておれば彼の有罪判決または量刑が異なっていたであろう合理的蓋然性のあることを立証しなければならない。

スティーヴンス裁判官が法廷意見を言い渡した。

ヴァージニア東部地区地方裁判所は、ヴァージニア州 (Commonwealth) は重要な弁明証拠 (important exculpatory evidence) を開示しなかった、したがって、申立人は公正な裁判を受けていなかったという理由で申立人の人身保護令状の請求を認め、彼の死刑 (適用) 殺人での有罪判決およびその死刑量刑を無効とした。第4

巡回区控訴裁判所は、申立人は彼の公判または州の副次的手続き (collateral proceedings) で彼の憲法上の主張をしていなかったという理由でこれを破棄した。さらに、第4巡回区は、申立人の主張は、“いずれにせよ取り上げる価値はなかった (in any event, without merit)” と結論した。われわれは、本件によって提示された法的問題は第4巡回区 (が考えた) 以上に困難であると認め、(1) 州はブレイディ判決 (Brady v. Maryland, 373 U.S. 83, 83 S.Ct. 1194)、およびその後の関連判例 (its progeny) に違反したか、(2) 申立人が州裁判所においてこのような主張をしなかったことに容認できる“理由”があったか、そしてもしそうであれば、(3) 彼はその手続的不履行 (procedural default) が免除される (excuse) のに十分な不利益 (prejudice) を受けたかを判断するために上告受理の申立てを容れた。

I 【事実の概要】

1990年1月5日の夕暮れ、James Madison大学2年生のアフリカ系アメリカ人Leanne Whitlockが地元のショッピングセンターから拉致され強奪・殺害された。分離公判で本件申立人 (Strickler) と Ronald Hendersonの両名は3件の犯罪のすべてについて有罪とされた。Hendersonは非死刑犯罪である第1級謀殺罪で有罪とされた、他方、申立人は死刑犯罪 (capital murder) で有罪とされ死刑を言い渡された2)。

n.2) 申立人は1990年5月に審理された。Hendersonはヴァージニア州から逃走後にオレゴン州で逮捕された。彼は1991年5月に審理された。

両公判でAnne Stoltzfus (S) という名の女性がWhitlock (W) の拉致について生々しく詳細 (vivid detail) に証言した。公判前に開示されるべきであったと申立人が主張する弁明資料 (exculpatory material) にはSによって準備された書面および彼女とのインタビュー時のメモが含まれており、それらは彼女の証言の重要部分を

弾劾している。しかし、われわれは、たとえSの証言がなかったとしても、本件記録にある証拠は殺人の告発に関し申立人の有罪を十分に立証していると指摘することから始める。もし彼女が証言していなければ、あるいは彼女が十分に弾劾されていなければ、申立人は死刑殺人で有罪とされて死刑を言い渡されていたかはそれほど明らかでない (less clear)。この問題を本文脈下で検討するためにわれわれは公判証言をやや詳しく吟味しておく。

公判での証言

1990年1月5日午後4時30分ころWhitlock (W) は、ヴァージニア州Harrisonburgにあるショッピングモールで働いていたボーイフレンドJohn Deanから青いMercury Lynx (車) を借りた。彼女はその車を同モールでDeanに返すつもりで午後6時30分または6時45分ころ彼女のアパートを出発した。彼女は車を返さなかった、そして生きたままで再び彼女の家族や友人によって目撃されることはなかった。

申立人の母親の証言によると、彼女はStrickler (X) とHenderson (Y) の2人を1月5日にHarrisonburgのモールまで車で送った。彼女はまたXは常に彼の父親の持ち物である猟刀 (hunting knife) を携行していたと証言した。Yの友人と警備員の2人は同モールで同日午後XとYを見かけた。警備員 (女性) は午後3時30分ころに2人の男が駐車場でする盗もうとしているとの通報を受け2人を監視していたが午後6時45分ころに彼らを見失った。そのうちの1人を彼女は法廷でXであると識別した。

午後7時30分ころKurt Massieという名の証人がHarrisonburgからおよそ252マイル離れたAugusta郡で青いLynxに気付いた、そこは後にWの死体が発見されたトウモロコシ畑から少し離れた地点だった。MassieはXを車を運転していた男と同一人であると識別した。彼はまた1人の白人女性がその車の前部座席に、もう1人の男が後部座席にいるのを見た。車は泥だらけで州間ハイウェイ340号線から汚い脇道に入っ

たところに止っていたという。

もう1人の証人は午後8時ころ2人の男が前部座席に座っているLynxをBマーケットで見かけたが、2人のほかに誰も車に乗っていなかった。午後9時ころXとYは、ヴァージニア州Stantonにあるある酒場兼宿屋 (Dice's Inn) に到着し4～5時間そこに滞在した。彼らは検察側の4証人、すなわちDonna Tudor, Nancy Simmons, Debra SieversおよびCarolyn Brownを含む何人かの女性とダンスをした。そこで滞在中にYはSimmonsにWhitlockの所有物であった時計を与えた。Xはその時間の大半をTudorと一緒に過ごした、Tudorは青いLynxを所有していたため後に重窃盗罪 (grand larceny) で逮捕された。

これら4人の女性は全員、TudorはDice'sに午後8時ころ到着していたと証言した。3人はXの様子に何ら不審なところはなかったと述べたが、TudorはXのジーンズに血痕がありその指関節に切り傷があるのに気付いたと述べた。Tudorはまた、彼女とHenderson (Y) および申立人 (X) の3人は、Dice'sの閉店後にマリファナを求めて一緒に立ち去ったと証言した。Yが青いLynxを運転し、XとTudorがその後部に取り込んだ。XがYの方に身を寄せて彼と話を始め“碎石機 (rock crusher)”で黒人を攻撃し殺害したと合理的に解しうるような怖い会話を彼女は耳にした。Tudorはまた、もうこれ以上迷惑をかけさせないために何人かを殺害したというような話をXがしていたと述べた。Tudorの証言によると、彼女とX、Yの3人が周辺をドライブ中にYが乱暴に運転していたのでXがナイフを取り出しYを刺すぞと脅かした、そしてXが (Yに代って) 運転を始めたという。

1月6日午前4時30分か5時ころ、XはTimbervilleにあるWorkmanのアパートにYを送ったあと彼を待たずにXとTudorは車で立ち去った。後に弁護側証人として喚問されたWorkmanの証言によると、Xのズボンに血痕が付着していた、そしてXは黒人を殺害したと述べたという。

申立人 (X) とTudor (T) はBlue Ridgeにあ

るモテルまで車を走らせた。2, 3日後に彼らは Virginia Beachに出かけ残りの週末をそこで過ごした。Whitlock (W) が最後に目撃されたときに身につけていた真珠のイヤリングをXはTに与えた。Tの証言によると、彼らがヴァージニア Beachに到着したときXはWの銀行カードを使おうとしたが旨くいかなかったという。

XとTはAugusta郡に戻り青いLynxを放置した。1月11日に警察はその車をDeanのものと同一であることを確認し、そして車の内部と外側にXとTの指紋が付着しているのを発見した。彼らは車の中にあったYの身分証明書の入ったシャツを回収した。警察はまた、Xの靴底と一致する靴跡を発見した。警察はまた、彼らがヴァージニア Beachから戻ったときに放置したとTが証言していたバッグXの母親宅で回収した。そのバッグの中でWの3枚の身分証明書と、後に人血と精液が付着していることが判明した黒い“タンクトップ”のシャツが見つかった。

1月13日に1人の農夫がYの財布を見つけたと警察に通報した。周辺を搜索したところWの凍死体が発見された。69ポンドの血だらけの石がその周辺に置かれていた。法医学的証拠によれば、Wの死因は“頭部に加えられた無数の鈍器 (blunt) によるものだった。Wの腹部の内容物から医師は、最後の食事を終えたあと6時間以内に彼女は死亡したと判断した。

白人 (caucasian) の毛髪が現場で発見された、そのうちの3本は多分Xのものだった。石の重さから検察側は、殺人者の1人は他の1人が被害者を凶器で殴りつけている間、彼女を押さえつけていたに違いないと主張した。

Donna Tudorと仲違いをしていた夫Jay Tudorが弁護側によって喚問された、そして彼は彼女は殺人現場にいた申立人 (X) は殺人に関与していなかったことを彼女から聞いたと証言した。Jay Tudorの証言はいくつかの点で他の証人の証言と矛盾していた。例えば、X、Y、Donna Tudorの3人がWを (車に) 乗せたという時間とW殺害との間に数日間が経過していたという彼の証言がその1つである。

Anne Stoltzfus の証言

Anne Stoltzfus (S) の証言によると、彼女は1月5日に2回、すなわちHarrisonburgのモール内でX、Y、およびブロンドの髪の女性を見た、その後に駐車場でWの拉致を見た。彼女は警察に通報しなかったが、事件の1週間半後にJames Madison大学のクラスメートにそのことを話したところ、そのうちの1人が警察に通報した。翌日の夜に1人の刑事が彼女を訪れた、そしてその翌朝に彼女は警察署に出かけて、Harrisonburg市警察のClaytor刑事に彼女の話をした。同刑事は彼女に容疑者の疑いある写真を見せた、そして彼女は“絶対に間違いありません”と言ってXとYを識別したが、ブロンドの女性の識別については少し留保 (a slight reservation) すると述べた。

公判でSは次のように証言した。1月5日の午後6時ころ、彼女と14歳の娘はコンパクトディスクを探しにモールにあるMusic Land店にいた。店員の助けを待っていると“大男 (Mountain Man)”の申立人 (X) とブロンドの女性が入ってきた。Xは“興奮して”“非常にいらいら (very impatient)”していたので怖くなり後ろに下がると“臆病な男 (Shy Guy)”のHenderson (Y) にぶつかり彼のコートのポケットの中に何か固いものがあることを感じた。

Sは一たん店を出て6時45分ころMusic Landの方向に戻りかけたところ再び3人組に出会った、すなわち“臆病な男”が1人で歩き、そのあとを女が、そして“大男”が“Donna, Donna, Donna”と叫びながらそれに続いていた。その女はSにぶつかった、そしてSにバス停の方向を尋ねた後、3人は立ち去ったというのである。

Xの様子がおかしかったので彼らを追跡しようとしたが“見失った”のでMusic Land店の方向に逆戻りした。店員が戻ってこなかったので彼女と娘の2人は車に戻り他の店に向かって車を走らせていると明るいダークブルーの車に気付いた。運転手は“美人”で“身なりもよく楽しそうに歌っていた……。”このブルーの車が赤信号で停まっていたミニバンの後に停まった

ときにSはXを見た、これが3度目だった。

彼女は次のように証言した、すなわち

“‘大男’はモールの入り口のドアを思い切り開けて……まるで狂人のようにミニバンの運転席の方に向かって行きました、まるで狂人のようでした……そして‘臆病な男’と‘ブロンドの女’が立っていたモールの入口に戻りました。そしてわれわれが立ち去る前に大男が再び現れました……。”

まず最初に小型トラックの助手席の方に行った後で申立人(X)は黒人女性の車のところに戻り、助手席の窓を“思い切りたたき”車を“ゆさぶり”ドアを開けて中に飛び込みました。彼が“ブロンドの女”と“臆病な男”に中に入れというしぐさをしたとき運転手(女性)はアクセルを踏み警笛を鳴らしました、しかし車の前に大勢の人が歩いていたので前に進めませんでした。警笛は“長い間鳴り続け”ていました。そしてXは“彼女の左肩を殴り始めました、そして右肩を……本当に驚きました。そして私は夢中で警笛を鳴らしました、彼女は警笛を鳴らすのをやめてドアを開けました。するとブロンドの女が後部座席に座り“臆病な男”がそれに続きました。”

Stoltzfus(S)は乗っていた車を青い車の横に並列して一たん降りたが、また戻るともう1人の運転手に繰り返し大丈夫(O.K.)と尋ねるために身をかがめた。運転手は無表情でわけのわからぬことを口走っていた。Sは車を発進させつつ助け(help)が必要であると思った。青い車は彼女の周りをゆっくりと進みモーターから出て行った。Sはその後を少し追いかけて14歳の娘にライセンスナンバーWest Virginia, NKA 243を書きとめるように言った。ガソリンがきれかかっており、3人の子供が家で食事を待っていたので家に向かうことにしたというのである。

公判でSは写真からWhitlockを車の運転手であったことを確認し、Xを“大男”として指し示した。この殺人事件は公判前に周知のことに

なっていたのでXの識別に影響したかと尋ねられると彼女は“絶対ありません”と答え、次のように説明した、すなわち

“私はとくにはっきり覚えています、私はごく近くでXに接していました、そして彼は異常な行動をしたため私の感情に訴える印象(emotional impression)がありました。彼は私に注目し、そして私は彼に注目しました。ですから私の識別には全く疑問がありません。”

検察側は拉致に関してS以外の証人を提出しなかった。Sの娘は証言しなかった。

Stoltzfusの書類

申立人(X)のブレイディ判決(違反)の主張の根拠となる素材(materials)はStoltzfus(S)とのインタビュー時にClaytor刑事によって作成されたメモおよび同刑事宛てのSの手紙から成る。それらは“とくにはっきり覚えています”というSの確信に重大な疑問を投げかけている。これら書類の内容はXの主張に決定的であるのでそれらの内容の概要を述べておく。

証拠物件(Exhibit)1は、本件殺人事件の丁度2週間後の1990年1月19日のSとの最初のインタビュー時にClaytor刑事によって準備された手書きのメモである。このメモによると、彼女は黒人の女性被害者を識別できなかった。このときSが明確に識別できた人物は白人女性だけだった。

証拠物件2は、2月1日のインタビューから少し経ってからClaytor刑事によって準備された書類である、それは1990年1月19日と1月20日に行われた彼のSとのインタビューの要旨を含んでいる9)。彼女はそのとき“白人男性を識別できるかは確かでないが白人女性を識別できるのは確かであると感じていた。”

証拠物件3は、“観察(observation)”と題したもので拉致の概要を含んでいる。

証拠物件4は、彼らの最初のインタビューの3日後に“私の混乱のいくつかをあなたに明確に

するために” Sによって書かれたClaytor宛ての手紙である。この手紙によると、彼女はモールにいたことを覚えていなかったが、彼女の娘が彼女の記憶を思い出させてくれたという。彼女の拉致の描写には次のようなコメントが含まれている、すなわち、“ごく僅かな記憶しかないので確かではありません。私が見たあの悪い男はドアを通り抜けて発車しようとしていたバスの方向に走って行きました……それから私が見たその男は黒人の少女の車の窓の方に走って行きました？ これら2つの記憶にあるのは同一の人物だったのでしょうか？ 追伸で彼女は、3人が黒人の少女の車に乗り込むのを見た記憶はないと彼女の娘は話していたと指摘した。

証拠物件5は、“車についての私の印象”という見出しのあるClaytor宛てのメモである。それは車のサイズを記載しSのフォルクスワーゲンRabbitとを比較している3節を含んでいる、しかし彼女が公判ではっきりと思い出したナンバープレートへの言及はない。

証拠物件6は、1990年1月25日付のSからClaytor宛ての短いメモで、WのボーイフレンドJohn Deanと“現在の写真を見ながら”数時間過ごした後で彼女は“1点の疑問もなしに”Wを識別したと記されていた。地方裁判所は、公判の頃には彼女の識別供述は“歌を唄い”“楽しげだった”大学生としての彼女の衣類や彼女の容姿に関する描写を含めて拡大されていたと指摘した。

証拠物件7は、1990年1月16日付のSからClaytor刑事への手紙で、その中で彼女は“時には全く混乱した私の記憶に根気よく付き合った下さったことに感謝”していた。学生たちが警察に通報していなければ、あなたのご援助でできたお付き合い (associations) をすることは決してなかったでしょう”と述べていた。

証拠物件8は、彼女の公判証言で述べられた出来事を要約したものである、その中でSは次のようにコメントしていた、すなわち“では3×4カードはどこにあるのでしょうか？ ……私は1月15日の月曜日に車を掃除していて3×4のカードを見つけました。私はそれを細かく

切りゴミ箱の中に入れました。”

申立人の弁護人が公判前に証拠物件2、7および8を見たかをめぐり当事者間に争いがある。検察官は、申立人の公判後も長い間、証拠物件1、3、4、5および6を彼自身は見たことがなかったことを認めた、。そしてそれらは彼が申立人に利用させたファイルの中にはなかった。それ故、われわれは本件の趣旨に照らし、証拠物件1、3、4、5および6を見ないまま申立人は公判を受けたと考える 12)。

n.12) 両当事者は書類の不開示に関しこれ以上の説明をしなかったけれども、それはHarrisonburgはRockingham郡内にあり、公判はAugusta郡の検察官によって行われたという事実の思いがけない (inadvertent) 結果によるものであった。われわれはしかし“警察を含め、‘事件で検察側のために行動するそれ以外の者に知られていた如何なる有利な証拠についても’ 検察官には責任がある”ことを指摘しておく。Kyles v. Whitley, 514 U.S. 419, 437 (1995). それ故、州には、州の検察官を介して、ブレイディ判決の趣旨に照らし (for purposes of Brady) Sの素材について承知しておく責任がある。

州の手続き

申立人 (X) はWhitlockの死体が発見されたAugusta郡において死刑殺人、強盗および拉致の告発に基づき審理された。Augusta郡検察官のファイルにある証拠のすべてにXの弁護人がアクセスできる手持ち証拠公開の方針 (open file policy) を検察官は保持していたことを理由に、Xの弁護人は弁明証拠として用いる証拠の開示に対する公判前の申し立てをしなかった 14)。Xの弁護人は最終弁論において、第1級謀殺罪よりも軽い犯罪だけでなく、強盗および拉致の告発を裏付けるのに証拠は十分であることを認めたが、Xが死刑殺人で有罪であることを立証するには証拠は不十分であると主張した。

n.14) 州の人身保護に関する弁論 (its pleadings) において州 (commonwealth) は、“本件の当初から検察官の手持ち資料 (file) は申立人の弁護人に公開された。申立人の弁護人の各人は何度も検察官事務所を訪れ、州が提出する予定であった証拠を全て吟味した。——弁護人は政府 (検察側) に知られていたすべての全面的開示を任意に与えられていたのであるから、正式な (ブレイディ判決の) 申立てをする必要はなかった”と説明した。

裁判官は陪審に、申立人 (X) が“致命的殴打と一緒に参加し”そして“被害者の死の原因となった行為に積極的にかつ直ちに参加していた”ことを証拠が合理的疑いを越えて立証しているのであれば申立人を死刑事件で有罪と認定できると説示した。陪審は申立人の拉致、強盗、および死刑殺人で有罪と認定した。量刑段階で提出された証言と各主張を聞いた後で陪審は“墮落性 (vileness)” および“将来の危険性”を認定し、全員一致で死刑判決を勧告した、裁判官は後にこれを受け入れた。

ヴァージニア州最高裁は有罪および量刑を維持した。公判裁判所は死刑事件の“共同犯行者 (joint perpetrator)” 理論に関し陪審に適切に説示した、そして評決を裏付けるのに非常に役立つ観点から検討すると本件での証拠は申立人 (X) と Henderson (Y) の両者が現実の殺害に積極的に参加していたとの検察側の主張を十分に支持していると判示した 15)。

n.15) “本件に関する州の主張の根拠 (theory of the case) は Strickler (X) と Henderson (Y) は現実の殺害を遂げるために共同して行動したということだった。州が公判で主張しかつ控訴審でも主張したのは、攻撃者と被害者との間に激しい争いがあり、その争いで Strickler の髪の毛はその付け根まで引き裂かれていたことを物的証拠は示している。Leanne (W) は殴打され足で蹴られるなどしたけれども彼女のいずれの傷も彼女の頭蓋が69ポンドの石で碎かれてしまうまで彼女の動きを止めるには不十分だ

った。さらに州の主張によると、彼女が地面に倒れている間に石は少なくとも2度彼女の頭に振り落とされたため、凍りついた地面に2つの血まみれの陥没 (blood stained depressions) が残されているので、攻撃者の1人が彼女を抱き抱えている間に他の1人が石を持ち上げてそれを彼女の頭に投げ落としたことになるという。

“証拠物件として提出された血痕の付いた重さ69ポンドの石を1人で持ち上げてそれを下にいる被害者に投げ落とすことができないのは明らかである。Henderson (Y) のジャケツについていた血痕は Strickler (X) の衣類についていた血痕と同様、致命的一撃が加えられたとき被害者の身体の身近に2人の男がいた、それ故、2人は殺害に共同して参加したという州の主張をさらに裏付けるのに役立った。

Augusta郡巡回裁判所は1991年12月、州の人身保護手続きで申立人を代理する新しい弁護人を指名した。州の人身保護手続きで弁護人は、Xは効果的な弁護人の援助を受けていなかったと主張した、それは一部、公判弁護人は“州に知られていたまたはそれが所持していた弁明証拠をすべて弁護側に開示させる”ブレイディ判決の下での要求をしていなかったということに基づいていた。この主張への答弁として州は、検察側は手持ち証拠の全面公開のポリシー (open file policy) を維持していることを理由に、そのような申立ては不必要であったと主張した。巡回区はこの主張を退け、州最高裁はこれを維持した。

連邦人身保護手続き

申立人 (X) は1996年3月、ヴァージニア東部地区地方裁判所に連邦の人身保護を申請した。同地裁は、封印されていた本件での警察および検察のファイルをすべてコピーする被告側弁護人の権利を認める一方的な命令 (entered a sealed, ex parte order) に取りかかった。

これらの証拠物件の開示に基づいて申立人 (X) は初めて、検察側がブレイディ判決のルールに従わなかったことを理由に彼の有罪判決

は無効であると主張した。地裁は、州はブレイディ判決に違反した、Xは弁護人の効果的な援助を受けなかった、そして彼は第5修正および第5修正の下で法のデュー・プロセスを否定されたという主張を除き、Xの主張のすべての却下を求める州の主張を容れた。地裁は州の却下の申立てを退ける命令の中で、“被告側弁護人はこの資料に独立してアクセスできなかった、そして州はXの州の人身保護手続きを通してそれを繰り返し隠匿していたため申立人(X)はこの主張を以前に提示していなかったことの理由を明らかにしていた”と認めた。

地方裁判所は、Stoltzfus (S) の素材を吟味し争われていた3つの証拠物件は弁護側に利用可能であったと考えた後で他の5個の証拠物件を開示しなかったのは陪審の評決の信頼性の土台を削り取るほどに十分に不利益 (prejudicial) であったと結論した。地裁は、申立人に即座の判断を認め令状 (発付) を容れた。

控訴裁判所は地裁の判断の一部を無効として差し戻した。同裁判所はXのブレイディ判決違反の主張は手続き的に不十分 (defaulted) だったと判示した、この主張に対する事実に関する根拠 (factual basis) は彼が州の人身保護申請をした時点で利用できたからであるという理由による。SがHarrisonburg警察の刑事らによってインタビューされていたことを彼が知っていたことに照らすと“合理的に有能な弁護人であれば”警察のファイルの州裁判所での開示を要求していたであろうし、このような簡単な要請に応じて州裁判所はそのファイルの提出を命じていたであろう”というのである。それ故、控訴裁判所は、Xがその理由および現実の不利益の両者を立証できない限り、ブレイディ判決違反の主張に言及できなかったとその理由を述べたのである。

第4巡回区の先例の下で当事者は“合理的な注意義務 (diligence) を果たすことによりそのような主張ができることを知っているべきであるというのであれば彼の不履行を免除する理由 (cause to excuse his default) を立証できない。”このような主張は合理的に能力ある弁護人と

って利用可能であったことはすでに判断されているので、手続的不履行を認定する根拠は理由の認定の前に予め伝えられていた (foreclosed) と第4巡回区はその理由を述べた。さらに、同控訴裁判所は、公判弁護人は検察官持ち証拠公開の方針に合理的に依拠できたことを理由にブレイディ判決違反を主張しなかったことで彼ら (弁護人) を非難できないとの意見を述べた。

判決に対する他の選択肢として控訴裁判所はまた、“Sの素材は公判の有罪・無罪の局面にほとんどまたは全く役立たなかったであろうから”申立人は不利益を立証できなかったと判示した。有罪に関して、同裁判所は、Stoltzfusの証言は死刑殺人ではなく第1級殺人でのみ有罪であるとする申立人の主張に関連がないと指摘した、彼ではなくHendersonが実際にWhitlockを殺害したと主張しているからであるというのである。量刑に関して同裁判所は、彼女の証言の主張は重要でなかったと結論した、将来の危険性および墮落性の認定はそれ以外の証拠に基づいているからであるというのである。最後に、同裁判所は、たとえ手続き的不履行を越えることができたとしても、ブレイディ判決違反の主張はその本案 (merits) につき判断していない、不利益が欠落しているからであるというのである。それ故、控訴裁判所は、地裁の判断を破棄し、本件を差し戻したのである。

これに対し合衆国最高裁は、ほぼ全員一致で原判決を維持した。ステイヴンズ裁判官の法廷意見にはレンキスト首席裁判官のほかオコナ、スカーリア、ギンズバーグおよびブライア裁判官が全面的に参加し、ケネディ、スータ両裁判官はⅢに関して参加し、トマス裁判官はⅠおよびⅣに関して参加した。スータ裁判官は一部同調、一部反対意見を述べ、Ⅱに関してケネディ裁判官がこれに加わっている。

【法廷意見】

Ⅱ 上告受理を当事者に容れるわれわれの命令の第1の問題は、州はブレイディ判決のルールを侵害したかである。われわれは、ブレイデ

ィ判決違反に欠かせない構成要素を確認することから分析を始める。

[1-3] 当裁判所はブレイディ判決において“要求にかかる被告人に利益な証拠の検察側による隠蔽 (suppression) は、その証拠が有罪または量刑 (punishment) に重要 (material) である場合には、検察の善意・悪意にかかわらずデュー・プロセスに違反する”と判示した。Brady v. Maryland, 373 U.S., at 87. われわれはその後、このような証拠を開示する義務は被告人による要請がなかったとしても適用されると判示し、United States v. Agurs, 427 U.S. 97, 107 (1970)、そしてそのような義務は弁明証拠と同様に弾劾証拠にも及ぶと判示した、United States v. Bagley, 473 U.S. 667, 676 (1985)。“もし当該証拠が弁護側に開示されていたならば訴訟 (proceeding) の結果が異なっていたであろう合理的蓋然性 (reasonable probability) があれば” そのような証拠は重要である、Id. at 682; Kyles v. Whitley, 514 U.S. 419, 433-434 (1995) をも見よ。さらに、このルールは“警察の捜査官にのみ知られており検察官に知られていなかった”証拠にも及ぶ。Id. at 438. それ故、ブレイディ判決に従うためには“個々の検察官には警察を含む、この事件において検察のために行動するその他の者に知られていた有利な証拠について学ぶべき義務がある。Kyles, 514 U.S., at 437.

[4] これらの事案は、虚偽証言の故意の利用を非難するそれ以前の事案とあわせて考えると 19)、刑事裁判において真実を追求する際にアメリカの検察官によって果たされる特別な役割を示している。例えば、われわれは連邦制度の範囲内において、合衆国の検察官 (United States Attorney) は“紛争に対する通常の当事者の代理人 (representative) でない、公平に統治する義務がおよそ (at all) 統治するその義務と同様に極めて重要 (compelling) である主権 (sovereignty) の代理人である；それ故、刑事訴追におけるその利益は、事件に勝つことでは

なく、正義がなされる (justice shall be done) ことである”と述べたことがある。Berger v. United States, 295 U.S. 78, 88 (1935) .

n.19) 例えば、Mooney v. Holohan, 294 U.S. 103, 112 (1935) (per curiam); Pyle v. Kansas, 317 U.S. 213, 216 (1942); Napue v. Illinois, 360 U.S. 264, 269-270 (1959) を見よ。

[5, 6] このような特別な地位は、検察の広汎な開示義務の根拠およびその義務違反のすべてが必ずしもその結果が不公正であったことを確認していないというわれわれの結論の両者を説明している。それ故、“ブレイディ判決違反”という言葉は時には弁明証拠を開示する広汎な義務の何らかの違反——すなわちいわゆるブレイディ判決関連資料 (Brady material) の何らかの隠蔽——を指して用いられている、もっとも、厳密に言えば、不開示が極めて重大であるため隠蔽された証拠が提出されていたとすれば異なった評決がもたらされていたであろう合理的蓋然性がない限り、本当の“ブレイディ判決違反”はない。本当のブレイディ判決違反には3つの構成要素 (components) がある、すなわち、問題の証拠は弁明となるもの (exculpatory) である、あるいは弾劾となるもの (impeaching) であるので、被告人にとって有利なものでなければならない、その証拠は悪意または不注意 (inadvertently) で州によって隠蔽されたものでなければならない、そしてそのことによって不利益 (prejudice) が生じていなければならない。(at 1948.)

[7, 8] これらの構成要素のうちの2つは本件での記録によって疑う余地なく確証されている。(a) Stoltzfusがその証言の中で確信して述べていたおそろしい出来事と (b) 彼女の娘が気付いてすらいなかった“学生が大騒ぎをしていた (college kids carrying on) という些細な話として”の出来事に関する彼女の当初の描写とのコントラストは、開示されなかった証拠の弾劾的性格を十分に確証している。さらに、これ

らの書類の少なくとも5つに関し、それらは州に知られていたが公判弁護人に開示されていなかったという事実には争いはない。本件においてブレイディ判決違反が主張されている最も困難な要素は第3の要素、すなわち申立人は“重要性 (materiality) の調査を満足するのに必要な不利益 (prejudice) を立証したかである。

申立人は彼のブレイディ判決違反の主張は手続き的に不履行であった (procedurally defaulted) ことを認めているので、われわれは最初に、正当な理由および不利益 (cause and prejudice) の十分な立証によってこのような不履行 (default) は免除 (excuse) できるかを判断しなければならない。本件において正当な理由と不利益はいわゆるブレイディ判決違反自体の3つの構成要素のうちの2つと類似している (paralleled)。Stoltzfusの書類の隠蔽は州裁判所においてブレイディ違反の主張をしなかった正当な理由の1つを構成する、そしてこれらの書類がブレイディ判決の趣旨からして“重要 (material)”でない限り、それらの隠蔽によって手続き的不履行に打ち勝つほどの十分な不利益が生じていなかったことになる。

Ⅲ 州は、申立人のブレイディ判決違反の主張は公判で提示されていなかったという事実には依拠することをはっきりと拒否する。州はこのような主張は適正な注意義務 (due diligent) の行使によって州の人身保護手続きで提示できたことを理由にこの主張は履行されていない (defaulted) と一貫して主張してきたと述べている。このような譲歩にもかかわらず、公判でブレイディ判決違反を提示しなかったことに対する申立人の理由付けがなぜ当裁判所の判例の下で受け入れることができるかを説明することによって“正当な理由 (cause)”の問題の分析を始めるのが相当である。

[9-11] 公判弁護人がなぜこのような主張をしなかったには3つの理由がある、すなわち、書類は州によって隠蔽されていた、検察官は手持ち証拠公開の方針を維持していた、そして公

判弁護人はかかる主張に対する事実に基づいた根拠 (factual basis) に気付いていなかった。第1と第2の要素——すなわち不開示と手持ち証拠公開の方針——の両者はブレイディ判決違反を主張するための事実に基づいた根拠への公判弁護人のアクセスを妨げてきた州に帰因する (attributable) 行為として十分に説明できる 27)。Murray v. Carrier, 477 U.S. 478 (1986) においてわれわれが説明したように、手続き的不履行 (default) のための正当化理由の存在を通常確証するのはまさにそのような要素である。

[12] すべての弁明資料を開示する義務を検察官は十分に果たしていたであろうというそのような前提だけでなく、そのような資料は彼らの調査のために被告側弁護人に提供された公開ファイルの中に含まれているであろうという黙示の表示に依拠することが公判弁護人にとって合理的であったのであれば、州の人身保護手続きにおいて申立人を代理するために選任された弁護人によるそのような依拠はそれと同様に合理的であったとわれわれは考える。現に、Murray判決においてわれわれは“正当な理由の基準は手続き的不履行の時機によって変わるとすべきでない”と明示に指摘していた。

[13] 州は、しかし、州がその中に入れようと考えていたすべてのものを含んでいない手持ち証拠公開の方針を検察側が維持するのは関連性がないと主張する、ブレイディ判決違反を主張するための事実に基づいた根拠は州の人身保護の弁護人に利用できたからであるという。州はこの主張の裏付けとして2つの要素を強調する。第1、Stoltzfusの公判証言を調査すると、地方紙において公表された手紙 26) と同様、彼女がClaytor刑事と数度にわたりインタビューをしていたのは明らかである。第2、連邦地裁がHarrisonburg警察のファイルの開示を認める命令を発したという事実は、勤勉な弁護人 (diligent counsel) であれば州裁判所から類似の命令を獲得できたであろうことを示しているというのである。われわれは、いずれの要素も説

得的でないとする。

申立人の弁護人は——公判および公判後の手続きにおいて——Stoltzfusが警察と何度もインタビューしていたことを知っていたに違いないことは確かであるけれども、彼らはこれらのインタビューに関する記録、あるいはStoltzfusが刑事に送ったメモが存在していた、そしてそれらが隠蔽されていたことを知っていたであろうことにはならない。実際、証拠物件2、7および8が検察官の“公開ファイル”の中にあるという州の主張が正確であれば、弁護人がそのような弾劾証拠がさらに隠されて (being withheld) いることを疑ったであろうことはとりわけありそうにない。新聞の記事およびStoltzfusのClaytor刑事とのインタビューについて検察官は知っていたに違いない、それにもかかわらず検察官は、彼の検察側ファイルは不完全であると考えなかったのである。

n.26) 1990年7月18日 (申立人の公判後) にHarrisonburg Daily News-Recordで掲載された彼女の手紙の中でStoltzfusは次のように述べていた、すなわち“私は拉致事件で証人になったことは1度もありません。実際、Claytor刑事の勤勉で何度にもわたる働きかけがなければ私は今でもそれを実感しなかったでしょう。公判で理路整然とした話 (coherent story) と思われたのは1つの大きな絵の中に無数の小さなパズルをぴったり合わせようとした警察の途方もない努力 (incredible effect) の結果でした”と述べているのである。

[14-17] さらに、連邦人身保護での弁護人がブレイディ判決違反の手続きが進められたそれより前であったにもかかわらず地方裁判所が広汎な開示命令をしたという事実は、州裁判所もまたそのようにしていたであろうことを示すものでない (28)。実際、われわれが理解するヴァージニア法および州の立場では、正当な理由を示すことなしに州の人身保護手続きにおいてそのような開示を求める権利は申立人にはなかったのである (29)。申立人には、ブレイディ

判決を一部変更 (modify) する場合を除き、ヴァージニア州法の下でこれらの資料にアクセスする権利はなかったであろう (30)。弁明証拠が隠蔽されていたかもしれないという推測だけで副次的吟味に関し開示を要求する正当化理由を立証したことにはならないのである。

n.28) ヴァージニア法は利用できる証拠開示を州の人身保護に限定しているのでStoltzfusの資料に導かれるような全面的な開示 (sweeping discovery) は州裁判所において申立人に認められなかったであろうことを指摘しておく。実際、彼は連邦裁判所においてそのような開示を求める権利を有していたことすら明らかでない。

n.29) ヴァージニア法は“人身保護令状のための手続きにおいて……裁判官の事前の許可なしに証拠開示は認められない”と規定する。州は、申立人にはヴァージニア法の下で証拠開示の権利がなかったことを認めている。

n.30) ヴァージニア最高裁は、直接の再吟味の権利があるすべての証拠が開示提供されていたことを認めた。“裁判所の規則によって刑事事件での限定的な証拠開示が申立人に認められている……Stricklerは同規則の下でその権利があるすべての証拠開示を求める利益を得ていた。これらの権利は、Rule 3A: 11によって定められている“限定的領域を除き、一般的な証拠提出には及ばない。”

“正当な理由”の問題に関する州の立場は本件においてとりわけ弱い、州の人身保護手続きはブレイディ判決違反を彼が主張していなかったことに対する申立人の正当性を確証しているからである。

“正当な理由”に関する支配的先例は、Murray v. Carrier, 477 U.S., at 488とAmadeo v. Zant, 486 U.S. 214 (1988) である。われわれが後者の判例で説明したように、

“Putnam郡の役人によって隠匿されていたことを理由に地検のメモが合理的に開示されなかったのであれば、そしてその隠匿

(concealment) が戦術的考慮によるのではなく申立人の弁護人が公判裁判所において陪審への異議 (jury challenge) を指示しなかった理由によるのであれば、そのとき申立人は当裁判所の先例の下で手続的不履行を免除 (excuse) する十分な理由を立証したことになる。Id. at 222.

[18] 州裁判所において申立人がブレイディ判決違反をしなかったことに戦術的な考慮が一定の役割を果たしたという主張はない。さらに、ブレイディ判決の下で不注意による証拠の開示 (inadvertent nondisclosure) は故意の隠匿と同じ効果を手続きの公正さに与えない。“証拠の隠蔽が憲法上の誤りをもたらすのであれば、それはその証拠の性格の故にであり、検察官の性格の故によるのではないからである。” Agurs, 427 U.S., at 110.

要するに、申立人は連邦の人身保護を求める前にブレイディ違反の主張をしなかったことに対する正当な理由を立証していた、(a) 検察は弁明証拠を隠していた (withheld)、(b) 申立人はそのような証拠を開示する検察側の義務が果たされているものとして検察側の手持ち証拠公開の方針に合理的に依拠していた。そして (c) 申立人はすでに“政府に知られていたすべて”を得ていたことを州の人身保護手続きの間に主張することによって州は手持ち証拠公開の方針に申立人が依拠することを確認していたからである。われわれは本件においてこれら要素の1つまたは2つが正当理由を相当とするのに十分であるかを判断する必要はない。これら3つの要素の結合によって間違いなく十分であるからである。

Ⅳ [19] 地方裁判所と控訴裁判所の異なった判断は不利益 (prejudice) の問題を解決することの困難さを示している。第4巡回区と異なり、われわれは、“Stoltzfus (ママ) の資料は公判の有罪または量刑の局面でほとんどまたは全く役に立たなかったであろうとは考えない。

疑いもなく、Stoltzfusの証言は、もし彼女が証言していない場合よりも、申立人の有罪をより確実にしていたであろうという意味で、そして彼女の証言を疑わしいとすることによって公判の結果は変っていたかもしれないという意味で不利益だった。

このことは、しかし、申立人が救済を獲得するために満たさなければならない基準でない。隠蔽されていた書類が被告側に開示されておれば公判の結果は異なっていたであろう“合理的蓋然性”のあることを彼はわれわれに納得させなければならない。われわれがKyles判決で強調したように“この形容詞は重要である。問題は、その証拠があれば被告人は多分異なった評決を受けていたであろうということでない、それがなかったために彼は信頼に値する評決に至ったと理解できる公正な公判を受けたかである。” 514 U.S., at 434.

[20] この問題に対する控訴裁判所の消極的判断は、Stoltzfusの証言を考慮することなしに、本件記録には、死刑を科すことを担保する残酷さおよび将来の危険性の認定を裏付ける十分な証拠のみならず独立した公判有罪の証拠が含まれていたという結論に依拠していた。同裁判所によって用いられた基準は不正確だった。われわれがKyles判決で明らかにしたように、重要性の調査は、開示されなかった証拠に照らし負罪的証拠を割り引いた後で残りの証拠が陪審の評決を支持するのに十分であるかを判断することではない。Id. at 434-435.むしろ問題は、“評決への信頼性の土台を削り取るそのような異なった光の中に照らして全主張 (whole case) を検討することで有利な証拠は合理的と考えられたかである。” Id. at 435.

地裁の裁判官は、証拠物件2、7および8が弁護側に開示されていたかどうかを判断するために証拠の審理 (evidentiary hearing) 手続きを開かないと決定した、それ以外の5つの証拠物件に含まれている破壊的となりうる (potentially devastating) 弾劾資料で十分に申立人に有利な

即座の判断ができると考えたからである。開示されなかった証拠はブレイディ判決のルール違反を立証するのに十分であるとの地裁の結論は検察官の最終弁論によって裏付けられていた。その主張は申立人の暴力的傾向を立証するために、そして申立人はWhitlockの拉致において教唆者であり指導者であった、そして推測によって彼女の殺害犯であったことを立証するためにStoltzfusの証言に依拠した。検察官は、彼女の拉致を立証する際にStoltzfusの証言の重要性を強調した、すなわち

“われわれには幸い駐車場で何が起こったかを見た目撃証人がいます。多くの事案でそうではありません。多くの事案において現実の拉致の中で何が起こったかをあなた方は推測 (theorize) できるだけです。しかし、Mrs. Stoltzfusはそこにいました。彼女は現に起こったことを見たのです。”

Hendersonに関する本件記録上の証拠に照らし 36)、地方裁判所は、Stoltzfusの証言がなければ、陪審は申立人でなくHendersonが計画の指導者 (ringleader) であったと考えたかもしれないと結論した。死刑殺人でなく第1級殺人での“有罪判決の合理的蓋然性”は、開示されなかったStoltzfusの資料の重要性を、それ故、ブレイディ判決違反を立証するのに十分であるとその理由を述べたのである。

Stoltzfus 証言のすべてまたはその重要な部分を少し割り引くだけで有罪または量刑の局面で違った結論がもたらされうる合理的蓋然性のあることを地裁が認めたのは確かに正しかった。申立人は、例えば、子供の頃に継父から受けた暴力 (abuse) に関する重要な減軽証拠を提出した 37)。しかし、地裁が認めたように、申立人の立証責任は異なった結果の合理的蓋然性を立証することだった。Kyles, 514 U.S., at 434.

n.36) 地裁はHendersonに不利な証拠を次のように要約した。“Hendersonの衣服には血痕

が付着していた、HendersonはWhitlockの持物を所有しており、彼女の時計をDice's Innとして知られているレストランでSimmonsに与えた。HendersonはWhitlockの車を運転してDice's Innを立ち去った。Hendersonの財布がWhitlockの死体の近くで発見された、それは多分彼女との争いの最中になくなったものだった。重要なのは、Hendersonが殺人事件の当夜、身元不詳の黒人を殺害したと友人に告白したこと、そしてその友人はHendersonのジーンズの上に血痕が付着しているのに気付いたことである。

n.37) 量刑段階で公判裁判官は減軽証拠を検討した。すなわち“死刑犯罪の告発に関して、ここに座って[申立人の母]およびMr. Strickler自身の2人の姉妹の証言を聞き、Mr. Stricklerのような子供時代を過ごした人々に同情心を感じないのは難しい。彼は彼の生まれた環境には全く責任がなかった。彼はほとんどその出生時から残忍な仕打ちを受けていた (brutalized)、彼が生まれたときの彼の制約および彼の能力、そして彼にとって彼自身を抑える (help himself) ことは極度に難しかったのは確かです。そして皆さんが彼のようなケースを見ると彼のために同情以外の何かを感じるのはまことに難しいことです。”

[21] たとえStoltzfusおよび彼女の証言は全く信用できなかったとしても陪審はなお申立人はリーダであったと結論できただろう、彼は殺害現場近くでKurt Massieによって見られた車を運転した人物であり、その数週間その車を保有していた人物だった。さらに、Tudorの証言によると、申立人は当夜ナイフでHendersonを襲おうとした。

[22] より重要なのは、しかし、死刑殺人事件での申立人の有罪は彼が支配的なパートナーであったという証拠に依拠していなかったことである、すなわち、彼がHendersonと一緒に参加したという証拠は裁判官の説示の下で十分だった 39)。したがって、Hendersonが殺人者であったという強力な証拠は申立人もその殺害に現に加わっていたという結論と完全に一致し

ていた40)。さらに申立人を犯罪に結びつけるかなりの物的証拠があった41)。石の重さと大きさ、そして被害者への傷の性格は2人が共同して凶悪な殺人を犯した強力な証拠である。

n.39) 裁判官は申立人の公判で次のような説示をした、すなわち“証拠によって被告人が致命的殴打と一緒に参加していたことが立証され、そして被告人は被害者の死をもたらした行為に積極的にかつ直ちに参加したことが合理的疑いを越えて立証されたのであれば、被告人を死刑殺人で有罪と認定できます。”ヴァージニア最高裁は申立人の直接の上訴でこの説示の相当性を確認した。

n.40) それはまた、Hendersonを第1級殺人で有罪とした彼の陪審が、申立人のそれと異なり、死刑殺人で有罪とできるのは彼が“致命的な一撃を加えた”と認定したときに限る”と説示された後で彼を無罪釈放したという事実と一致している。Hendersonの陪審は次のように説示された、“実際の殺害に参加 (aiding and abetting present) したが死をもたらした致命的一撃を加えていない者は第2級主犯 (principle) であり死刑事件で有罪とは認められません、被告人は死をもたらした行為に積極的にかつ直ちに参加したことが合理的疑いを越えて証拠によって確認されていない限りなりません。

Hendersonの公判はヴァージニア最高裁が公判の説示およびそれが具体化した“共同犯行者 (joint perpetrator)”の理論を維持する前に行われた。申立人の公判裁判官は、“被告人はLeanne Whitlockを殺害し実際にその一撃を加えた人物であることの立証を州に要求するような被告人の申し立ての1つを退けた。申立人の公判裁判官は、Whitlockの殺害の当夜に何が起こったかについてすでに彼の意見を形成していることを暗示し、Hendersonの公判を担当することを自ら忌避した。

n.41) 例えば、警察はWhitlockの死体とともに発見されたブラジャーとシャツにあった毛髪を回収した。それらは顕微鏡検査によって申立人の髪の毛とすべて一致することが判明し

た。Stricklerの母親の車から発見されたシャツはその上に人血が付着していた。申立人の指紋はWhitlockから盗まれた車の外部と内部から発見された。Xのズボンには血痕が付着し、彼の指関節には切り傷があったとTudorは証言した。

われわれは目撃証人の証言の重要性を認める、すなわち、Stoltzfusは唯一利害関係なしに (disinterested) 1990年1月5日に発生したことを物語り風に語った (narrative account)。しかし、モールでの出来事に関する生き生きとしたStoltzfusの描写は陪審が得た唯一の証拠ではなかった。2人の目撃証人、すなわち警備員とHendersonの友人の2人は、申立人とHendersonがWhitlock殺害当時の午後、Harrisonburgのショッピングモールにいたことを認めた。1人の目撃証人は後に、申立人が殺害現場の近くでDeanの車を運転しているのを見た。

本件記録は、たとえStoltzfusが激しく弾劾されていたとしても、申立人が死刑事件で有罪とされ死刑を言い渡されるであろうという結論に対する強力な裏付けを提供している。陪審は死刑殺人に対する2つの前提要件 (predicates)、すなわち、凶器を用いた強盗および暴行 (defile) をする意図での拉致に関して説示された44)。州の人身保護手続きに関しヴァージニア最高裁は、“暴行の意図での拉致”は12歳以上の被害者に対する前提要件ではないとの理由に基づいてこのような陪審の説示への申立人の異議 (challenge) を手続的に禁止されている (procedurally barred) として退けた。この問題はわれわれの面前にはない。しかし、たとえこのような前提要件が誤りであることが認められたとしても、それでも武装強盗 (であること) による死刑殺人の適用は裏付けられていたであろう。

n.44) 公判裁判所は陪審に次のように説示した、死刑殺人で申立人を有罪とするには合理的疑いを越えて次のこと、すなわち (1) “被告人がLeanne Whitlockを殺害した、(2) その殺害は故意かつ計画的で (willful, deliberate and pre-

meditated)であった、そして(3)“その殺害は被告人が凶器で武装して強盗を遂行する間にまたは金を強奪する意図または金銭上の利益を得る意図での強盗の遂行中に行われたかまたは暴行する意図でまたはそれを遂行中に強姦の意図で行われたことを認定しなければならないと説示したのである。

申立人の主張によると、検察側の武器強盗に関する証拠はほとんどStoltzfus証言からの推測とりわけHendersonはそのコートに“何か固いもの”を持っていたという彼女の供述から推測したものである。しかし、このような主張は、申立人の母親とTudorが提供した犯行当時ナイフを持っていたという直接証拠を無視している。さらに、検察はその最終弁論において、石——ナイフではない——が凶器であったと主張した46)。

n.46) 最終弁論において検察側は“どこで本件が発生したか、そして凶器は何であったかに関して全く疑いはないと述べた。それは銃ではなかった、それはナイフではなかった、ここで問題となっているのはここにあることです、石というには大きすぎるそして岩石(boulder)というには小さすぎると述べたのである。

申立人はまた、Stoltzfusの書類が開示されなかったことで不利益を受けたと主張する、彼女の証言は死刑を科す陪審の判断に影響したからであるというのである。しかし、彼女の証言は死刑量刑への彼の適格性(eligibility)に関連がなかった、そして量刑段階での最終弁論中に検察官は一切それに依拠しなかった48)。なるほどStoltzfusは、申立人は暴力的で攻撃的な人間であると述べていたが、そのような描写は、彼が殺人事件の当夜Dice's Innでダンスをしたり酒を飲みながら過ごしたという証拠や陪審の面前での証拠の一部であった69ポンドの石によって伝達される強力なメッセージほど不利(damaging)なものではなかった、Stoltzfus証言の重要性は明らかであるにもかかわらず、もし彼女の

証言が激しく弾劾されて完全に排除されておれば陪審は異なった評決を下していたであろうという合理的蓋然性のあることを申立人はわれわれに納得させなかった。

n.48) 陪審は、“将来の危険性”および“残虐性”の前提要件の決定後に死刑を勧告した。この前提要件はいずれもStoltzfusの証言に依拠しなかった。公判裁判官は陪審に次のように説示した、すなわち“刑罰が死刑と定めうる前に次の2つのうち少なくとも1つを合理的疑いを越えて州が立証しなければなりません。第1、彼の生育およびその背景を考慮して彼は継続的に社会に脅威となるであろう暴力的刑事行為を犯すであろうこと、または第2、当該犯罪を犯した彼の行為は極度に残忍で非人間的であり、それは殺人行為を達成するのに最小限必要であることを越えて被害者への拷問、精神の墮落ないし加重殴打を含んでいるということです。”

申立人はブレイディ判決の下で憲法違反を構成する3要素のうちの2つ、すなわち弁明証拠とかかる証拠の検察による不開示を満たした、そして公判中および州の有罪判決後の吟味においてこの主張をしなかったことの正当な理由を示した。しかし、申立人は、これらの資料が開示されておれば彼の有罪または量刑に異なった結果が生じていたであろう合理的蓋然性があることを立証しなかった。彼は、それ故、それ以前にかかる主張をしなかったことからブレイディ判決の下での重要性または不利益を受けたことを立証していない。したがって、控訴審判決を維持する。

〈スーパ裁判官の一部同調、一部反対意見〉
(Kennedy裁判官参加)(略)

【研究】 1 本判決は、大学2年の黒人女性の拉致、強盗および強姦事件で逮捕され有罪が州段階で確定した被告人が目撃証人のメモ等が開示されていなかったためブレイディ判決に違反するとして人身保護令状の発付を求めた事案

につき、事実関係を詳論したうえで前記メモ等が開示されていたとしても被告人の有罪または量刑が異なっていたであろう“合理的蓋然性”がないと判示したものである。ただ、本判決を理解するには本判決も冒頭で指摘するように、目撃証言に触れておく必要があるので簡単に言及しておく。

2 被害女性は多くの目撃証人のあったショッピングモールから車で拉致されて間もなく頭蓋を石で強打されるなど出血多量の状態で地面に凍死体のままで放置されているのが発見された。被告人らが犯行直後にバーで知り合った女性らに被害者の所持品を与えたこと、そのうちの1人の女性を連れて遊びまわり被害者の血痕の付いたジャケットが被告人の母親宅で発見されたこと等に争いはない。問題になったのはショッピングモールでの拉致を目撃したという女性の証言だった。彼女は法廷で“はっきり覚えています”と述べ拉致の様子を詳しく証言したが、担当刑事のメモや彼女自身の刑事宛の手紙等から“はっきり覚えています”との彼女の証言には重大な疑問があることが判明した。本判決は、これらの証拠物件が提示されておれば異なった評決が下されていたであろう合理的蓋然性が認められない限り、ブレイディ判決違反はないと指摘したうえで、被告人の有罪および死刑の根拠となる証拠はそれ以外にも十分あるので被告人は公正な裁判を受ける権利を奪われたことにはならないと結論したのである。

3 ところで、合衆国最高裁は1963年のブレイディ判決¹⁾において有罪判決確定後に初めて本人の署名がないことを理由に先の公判で証拠として採用されなかった被害者を刺殺した旨の共犯者の公判外供述の存在を知った弁護人が憲法違反を理由に事後救済を求めた事案につき、“要求にかかる被告人に有利な証拠が被告人の有罪または量刑に重要である場合には[その隠蔽が]検察側の善意・悪意にかかわらずデュー・プロセスに違反する”と判示した。また1976年のアガス判決²⁾においてモーターで同

宿中の男性を刺殺したとして逮捕された女性が正当防衛を主張したにもかかわらず有罪とされた事案につき、ブレイディ判決で明らかにされた検察官の開示義務は弁護側からの要求がなかった場合にも適用されるとしたうえで、それはあくまでも公正な裁判を受ける被告人の憲法上の権利が侵害された場合に限られると判示した。さらに1985年のバグリー判決³⁾において、スパイとして捜査側に協力していた証人の証言の見返りとしての取引等の内容が弁護側に開示されず被告人が有罪とされた事案につき、検察官の開示義務は本件のような弾劾証拠にも及ぶとしたうえで、それは証拠の開示によって訴訟の結果が異なっていたであろう合理的蓋然性がある場合に限られると判示した。

そして1995年のカイリーズ判決⁴⁾において、殺人事件間もなく被害者と思われる女性の友人から車を買った旨の情報を得た警察が専らその情報提供者の供述を中心に捜査を進めその友人(被告人)が有罪とされた事案につき、証拠開示のルールは本件のように警察が知っていて検察官には知られていなかった証拠にも及ぶとしたうえで、検察官には、警察官を含め、検察側のために協力する者が知っていた被告人の有利な情報についても知っておく義務を免れないと判示したのである。

4 このように見てくると本判決の意義は明らかと思われる。証拠開示をめぐるアメリカ法の動向は別途検討することとし、さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、当該証拠が開示されていたとすれば有罪または量刑が異なっていたであろう“合理的蓋然性”のあることをブレイディ判決違反を主張する申立人は立証しなければならないと明示したことにある。

第2、その“合理的蓋然性”は、当該証拠が提出されておれば被告人は異なった評決を受けていたであろうということではなくその証拠が開示されなかったため信頼に値する評決の土台が削り取られたため公正とはいえない裁判を受けたことであると判示したことも重要である。

重要性の調査は不開示証拠以外の証拠で陪審の評決を支持するのに十分であったかではないというのである。

第3、ブレイディ判決違反は問題の証拠が被告人に有利であったこと、その証拠を州が隠蔽したこと、その結果として不利益が生じたことから成るが、本件では州の隠蔽によって不利益が生じていたことが立証されていないと結論されたのである。

そして最後に、アメリカでの証拠開示をめぐる議論を踏まえたうえで⁵⁾、わが国の証拠開示の問題点について言及する予定であるが⁶⁾、各判例の事実関係を踏まえたうえでアメリカ判例法の全体像を解明することが前提となる。その意味で本稿はその準備作業の一環にすぎない。

-
- 1) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (36)」名城ロースクール・レビュー第28号 (2013年)。
 - 2) United States v. Agurs, 427 U.S. 97 (1976). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (35)」名城ロースクール・レビュー第32号 (本号)。
 - 3) United States v. Bagley, 473 U.S. 667 (1985). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (35)」名城ロースクール・レビュー第32号 (本号)。
 - 4) Strickler v. Greene, 119 S.Ct. 1936 (1999). 本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (37)」名城ロースクール・レビュー第32号 (本号)。
 - 5) 証拠開示に関する抱括的研究として酒巻匡『刑事証拠開示の研究〔増補版〕』(弘文堂、1988年)、「訴追側手持資料の原則的全面开展に至った」イギリスについては松代剛枝『刑事証拠開示の分析』(日本評論社、2004年)がある。わが国の最近までの「証拠開示」の問題点について簡潔に指摘したものとして、指宿信『証拠開示と公正な裁判〔増補版〕』(現代人文社、2014年)参照。
 - 6) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁V——二重の危険、証拠開示』(成文堂、2015年2月刊予定)参照。